

広島県告示第八百三十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

名称 医療法人社団 愛光会	主たる事務所の所在地 東広島市八本松東 三丁目二番八号	名称 愛光クリニック	所在地 東広島市八本松東 三丁目二番八号	廃止年月日 平成一九年六 月三〇日
指定介護予防サービス事業者		介護予防サービス事業を 廃止した事務所		